

年末年始 休業期間のお知らせ

■市役所、稲垣出張所、車力出張所、つがる出張所（イオンモールつがる柏内）

12月29日(金)から1月3日(水)まで休業

■ごみの収集業務および直接搬入の受け付け

・収集業務

市内全域で12月31日(日)から1月3日(水)まで休業

・不燃ごみ等の受け入れ：木造・稲垣、森田、車力の一般廃棄物最終処分場

12月29日(金)から1月3日(水)まで休業

・可燃ごみの受け入れ：西部クリーンセンター（稲垣町）

12月31日(日)から1月3日(水)まで休業

■つがる市斎場、車力斎場

1月1日(月)と1月2日(火)休業

【問い合わせ先】市役所 電話42-2111

ごみと斎場に関する事前のお問い合わせは、
環境衛生課（内線281）までお願いします。

つがる市消防団出初式



日 時 1月7日(日) 9時40分

場 所 つがる市役所周辺

内 容 視閲点検、分列行進、式典

※天候等により一部変更となる場合があります。

当日は、周辺道路が交通規制になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

消防本部 警防課 電話42-7255

平成30年 新年祝賀会



日 時 1月4日(木) 10時30分

会 場 「松の館」交流ホール

会 費 2,000円

申込期限 12月19日(火)

申込方法 会費を添えてつがる市総務課、各出張所、
つがる市商工会のいずれかへお申し込み
ください。

※満席になり次第、締め切りますのでご了承ください。

【申し込み・問い合わせ先】

総務課 電話42-2111（内線348）

広 告

 **小学生のみんな!** 

Scratchによる簡単なゲームを作ってみよう☆

**「自分で考える力」を
大きく伸ばす
プログラミング教室**

エース塾 ☎34-4302 五所川原市田町110-10

広 告

会員募集!!

…60歳以上で働く意欲の
ある方を募集しています…

入会、仕事の依頼等に関するお問い合わせ

〒038-3133 つがる市木造末広42番地3
公益社団法人つがる市シルバー人材センター
TEL 0173-42-1200 FAX 0173-42-1204



冬を快適に過ごすために除排雪作業にご協力を！

今年も雪の季節がやってきます。

市では今冬の除排雪を計画し、市民生活の安全が図られるよう努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

除排雪業務

市では幹線道路・生活道路等(国道・県道を除く)の除雪延長約382kmを直営除雪と民間委託により行います。除排雪業務の実施期間は12月1日から3月31日までとしますが、期間の前後であっても、降雪状況により除排雪を実施します。

除排雪体制

- 市の除排雪の体制は、全区域を統括する本部を建設部土木課に設置いたします。
- 除雪パトロールは市内を巡回し、雪の状況を随時的に判断し、効果的な除排雪が実施出来るようにします。

円滑な除排雪作業のためにご協力をお願いします

深夜作業にご理解をお願いします

朝の通勤・通学経路、歩行者の安全確保や作業効率などの理由から、除排雪作業は深夜・早朝に行います。

路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げとなり、地域全体に迷惑がかかりますのでやめてください。また、事故などでやむを得ず路上に駐車する場合は、目印に赤旗を立ててください。

道路に雪を捨てないでください

除雪後に残る寄せ雪は各世帯で取り除くようにお願いします。同様に、各家庭の雪を道路に押し出すこともやめてください。

通行規制にご協力をお願いします

除排雪作業を迅速かつ安全に進めるため、道路を一時通行止めにする場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

除雪車が作業中の時は近寄らないようにしましょう

除雪車は重機械であり、前後10m位は死角となります。また、雪の中に混じっている碎石やガラスなどが飛び散る場合もありますので、30m以内に近寄らないようお願いいたします。

【問い合わせ先】

土木課 電話42-2111 (内線391・394)

融雪溝のご利用について

融雪溝は、路肩に堆積した雪の処理に大きな効果を発揮しますが、不規則な投雪など使い方を間違えると、水があふれたり思わぬ事故を引き起こす原因にもなります。

利用者自ら思いやり・ゆずりあいに心がけ、ルールやマナーを守って利用しましょう。

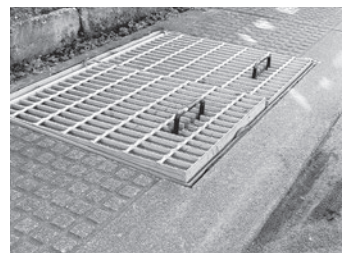
- 地区によりポンプの稼働時間が異なります。水が流れているのを確認し利用してください。
- 固くて大きなかたまりの雪は、細かく砕いてから捨てましょう。
- 投雪口を開けやすくするため板やビニールの袋などを挟むと、ふたが閉まりきらず、歩行者がつまずく危険がありますのでやめましょう。
- 投雪中は歩行者や車両にも気をくばり、事故のないように十分注意しましょう。

過去に事故が発生しました

融雪溝のふたが閉まりきっていないため、歩行者が段差につまずき転倒してケガをするという事故が発生しました。このような事故を防ぐため、作業時以外は、投雪口のふたを確実に閉め、開けっ放しにしないよう徹底してください。



板材を挟めるのは危険です



ふたと取っ手が上がって危険です

【問い合わせ先】 土木課 電話42-2111 (内線391・394)

マイナンバーカードを申請しましょう

マイナンバーカードは顔写真入りのプラスチック製で、表面には顔写真のほか氏名・住所・生年月日・性別、裏面にはマイナンバーが記載されます。本人確認書類としてご利用できるほか、e-Taxなどの便利なサービスで活用できます。市では、タブレット端末を使って写真撮影とオンライン申請の補助を行っていますので、カードをご希望の方は、ぜひご利用ください。(申請から発行までは1カ月ほどかかります)

申請場所 市民課、稲垣出張所、車力出張所 ※写真撮影をしますので、必ず本人が来庁してください。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

必要書類 ①個人番号カード交付申請書(お持ちの方は持参してください)

②本人確認書類(Aから1点またはBから2点)

A	写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等
B	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳等

【申し込み・問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線262・265・266)

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。**平成30年4月2日まで**にご請求ください。

期限を過ぎると受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、以下の順位でご遺族お一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容 第10回特別弔慰金国庫債券 い号(額面25万円、5年償還)

【請求・問い合わせ先】福祉課 電話42-2111(内線245)

つがる市民健康づくりセンターで体を動かそう!

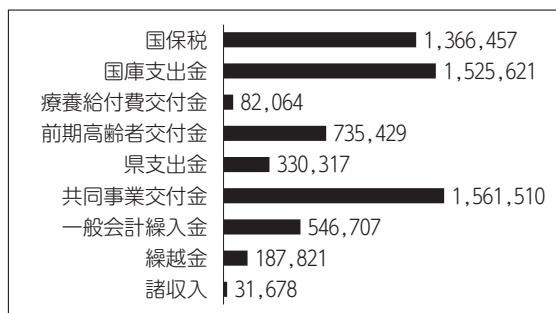
日 時	内 容	持 ち 物
12月22日(金)、1月11日(木) 13時30分～14時30分	「若がえり健康教室」健診運動ホール 姿勢調整ウォーキング、ストレッチ、筋トレなど 講師 健康運動指導士 鬼武由美子 氏	汗ふきタオル、飲み物 運動靴(外履き)
12月19日(火)、12月25日(月) 9時30分～11時30分	「自由に冬場ウォーキング」健診運動ホール ウォーキングやジョギングにご利用ください。 器具を使う運動はできません。	汗ふきタオル、飲み物 運動靴(外履き)
1月9日(火)、1月22日(月) 9時30分～11時30分	「トレーニングルーム体験」トレーニングルーム マシンを使っての有酸素運動や筋力トレーニング 講師 健康運動指導士(市の保健師) ※12月21日(木)から申し込み受け付け	汗ふきタオル、飲み物、 室内用の運動靴
注意事項 ケガ等につきましては自己責任になります。病気等で通院している方は、主治医の許可をもらってください。場所によって使用する運動靴が違いますのでご注意ください。		

【申し込み・問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111(内線307)

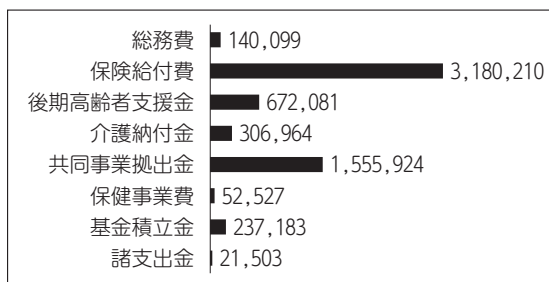
「国民健康保険特別会計」平成28年度決算の概要

市では、市民の皆さまのご理解とご協力により、財政の健全運営に努めています。本年度は以下のとおりです。

歳入総額 6,367,604千円



歳出総額 6,166,491千円



次年度への繰り越し201,113千円

国保税収は、前年度と比較して約9,600万円増加しました。また、国・県補助金等が見込みを上回ったこと、保険給付費が見込みより伸びなかったことなどにより、最終的な実質収支は約201,113千円の黒字となり、次年度へ繰り越しします。しかし、一人当たりの医療費は依然として伸び続けています。国民健康保険加入者のみなさまに安心して医療機関を受診していただけるよう、今後も国保財政の健全な運営を図ってまいります。

1人当たりの医療費・国保税

平成28年度の1人当たりの国保税は、106,938円で40市町村の内12位、1人当たりの医療費は218,409円となっています。(28年度の1人当たりの医療費の順位はまだ公表されていません。27年度は208,128円で40市町村の内38位でした)

国民健康保険の加入状況

平成28年度の被保険者数は、年間平均で12,421人となり、前年度より749人、5.7%減少しました。社会保険への加入と後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。なお、28年度末現在の市の人口に占める国保の加入割合は37.2%で、3人に1人以上が国保に加入している状況です。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111 (内線273)

未支給年金の手続きはお済みですか？

未支給年金の請求と死亡届

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、届け出が必要です。年金を受けている方が亡くなった月分までの年金については、未支給年金として、その方と生計を同じくしていた遺族が請求して受け取ることができます。また、生計を同じくしていた遺族がいない場合でも、死亡届の提出が必要になります。

未支給年金を請求できる方

亡くなった方と生計を同じくしていた遺族で、次の順位で請求できます。

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹
7. その他3親等以内の親族

未支給年金請求時に必要なもの

死亡者の年金証書、請求者の認め印、請求者の預金通帳、請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本、請求者の住民票謄本、死亡者の住民票除票、請求者と死亡者の住所が異なる場合は生計同一証明書、請求者の本人確認ができるもの（運転免許証、保険証など）

※請求者以外の方が窓口に来られる場合は委任状が必要となります。

【年金についての問い合わせ先】 弘前年金事務所 電話0172-27-1339

つがる市市民課 電話42-2111(内線261・267) 稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

※年金の請求など給付に関わる相談については、移動年金相談日をご利用ください。

移動年金相談日 日時 12月27日(水)、1月24日(水)、2月28日(水) 10時～15時
場所 つがる市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。
予約先電話番号 0172-27-1309 (弘前年金事務所 お客様相談室)

